

「地域主権型社会」構築のための真の三位一体改革の実現に向けて

〔第9回北海道・北東北知事サミット共同決議〕

国庫補助負担金の改革、国から地方への税源移譲及び地方交付税改革を一体的に行う「三位一体の改革」は、もとより国と地方の財源の奪い合いではなく、「地域のことは地域が責任をもって決める」ことができ、自主的・自立的なまちづくりを進められる「地域主権型社会」の構築のための改革である。

この改革は、過度に中央に集中する権限・財源を住民に身近な地方自治体に移し、地域及び住民のニーズに応じた多様で透明性の高い行政サービスを提供できる仕組みに改めるなど地方分権を進めるとともに、国と地方の二重行政をも解消して、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムを構築するものである。

現在、衆議院議員選挙が行われているところであるが、次期政権がどのような形になろうとも、国民のためのこの改革を後退させるようなことは決して許されない。

我々は、こうした基本認識に立ち、「地域主権型社会」構築のための真の三位一体改革の実現に向けて、以下のとおり決議し、国民及び政府（次期政権）に強くアピールするものである。

1 地方案に基づく3兆円の税源移譲及び国庫補助負担金改革等の確実な実施

三位一体改革の推進に当たっては、地方六団体の改革案を十分に尊重し、まず、平成18年度までに所得税から住民税への3兆円規模の税源移譲及びそれに対応する国庫補助負担金改革を、確実に実施すべきである。

特に、生活保護費負担金の国の負担率引下げなど補助負担率の引下げや、補助金額の単なる削減は、地方の自由度の拡大や裁量の発揮につながらなければならず、地方に負担を押し付けるだけであり、絶対に認められないものである。

さらに、国庫補助負担金の改革と合わせ、国の地方への関与・規制の見直しも一体的に行う必要がある。

2 税源移譲に伴う財政力格差拡大への適切な是正措置の実施及び地方交付税の見直し

税源移譲に伴い財政力格差が拡大することから、地方交付税の財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮できる仕組みを十分に確保するとともに、地方の自主・自立を促すためにも、交付税を国の政策誘導の手段として用いることは縮小していくべきである。

また、地方財政計画の策定過程に地方側からの参加を認めるとともに、地方

財政計画と決算との乖離については、引き続き、投資的経費と一般行政経費との同時一体的な規模の是正を図るべきである。

3 国と地方の協議の場の制度化及び第2期改革の推進

三位一体改革は国と地方の双方に関わることであり、改革の内容については、「国と地方の協議の場」において十分協議したうえで最終決定すべきである。

また、平成19年度以降も第2期改革としてさらなる改革を続行していくためにも、「国と地方の協議の場」を制度化するなど、その法的位置づけを明確化する必要がある。

4 さらなる地方行財政改革の断行と地方独自の先進的な施策の積極的展開

来たるべき地方分権時代に備え、地方自治体は、みずからを厳しく律し、血を流す覚悟でさらなる行財政改革を断行するなどスリムで強固な行政体に磨き上げていく決意である。

あわせて、これまでの全国一律の霞が関スタンダードではなく、地域の実情に根ざしたローカルスタンダードを採用するなど独自の創意と工夫を凝らしながら、各地方自治体が切磋琢磨して先進的な施策を競い合い、日本全体に元気を取り戻していかなければならない。

5 政権公約（マニフェスト）の執行の監視

地方側は、政党に対し、地方分権改革の実現を政権公約に掲げるよう要請した。

我々は、今後、この政権公約が適切に執行されていくのかどうか、最大の関心をもって国民とともに注視し、しっかりと監視していきたい。

平成17年9月2日

北海道知事 高橋はるみ

青森県知事 三村 申吾

岩手県知事 増田 寛也

秋田県知事 寺田 典城